

# 泉南市中小企業事業資金融資利子補給要綱

## (趣旨)

第1条 泉南市中小企業事業資金融資利子補給要綱（以下「要綱」という。）は、景気の低迷の長期化等により経営に支障をきたしている泉南市（以下「本市」という。）の中小企業が経営の安定化を図るための融資金を利用するに当たり、その効果的な活用を促進するため、当該融資金の利子の一部を補給することについて必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 利子補給金の交付を申請することができる者は、各号のいずれかに該当していること。

- 1 法人の場合は、市内に登録簿上の本店を有する中小企業者で、法人及び代表者にかかる泉南市税を滞納していないこと。
- 2 個人事業主の場合は、本市に居住かつ事業を営んでおり、個人に係るすべての市税を滞納していないこと。

## (対象融資)

第3条 利子補給の対象となる融資は、次のとおりとする。ただし、利子補給対象融資の返済期間中に重複して貸付実行となったときは、いずれか1つのみ対象とする。

- 1 大阪府中小企業融資制度による経営安定サポート資金
- 2 大阪府中小企業融資制度による新型コロナウイルス感染症関連資金

ただし、新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）について、大阪府による利子軽減の対象期間中のものについては、利子補給の対象としない。

- 3 日本政策金融公庫融資制度による小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

## (利子補給対象融資額の限度)

第4条 利子補給対象融資額については、前条各号の融資の融資額内で500万円を限度とする。

## (利子補給金)

第5条 利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの間に返済した利子を対象とする。

- 1 返済利率のうち1%相当額又は、返済利率が1%未満の場合は当該返済利率を限度とし、市長が予算の範囲内で定める。この場合において、10円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 2 前項に定める場合において、損害遅延金は利子補給の対象としない。
- 3 利子補給を行う期間は、利子補給の対象融資の返済期間中とする。ただし、第3条第3号については、融資実行日から起算して2年とする。

## (登録)

第6条 利子補給を受けようとする者は、利子補給を受けようとする初めの年の翌年1月末日までに、融資の内容を泉南市中小企業事業資金融資利子補給申請に係る登録書（様式第1号-①）、個人情報提供に関する同意書（様式第1号-②）及び返済予定を確認できる書類により登録しなければならない。

## (申請)

第7条 利子補給の交付を受けようとする者は、泉南市中小企業事業資金融資利子補給金申請書（様式第2号）、金融機関の返済状況証明書（様式第3号）及び納税証明書（市税の完納を確認できるもの）を各年の1月末までに市長に提出しなければならない。

前項における市税については、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税とする。また、市税の納税証明書は、納付期限の到来している分の証明とする。

#### (交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類について審査し、適当と認められた者については、利子補給金の額を決定し、利子補給金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

#### (利子補給金の請求)

第9条 前条による利子補給金の交付決定通知を受けた者は、利子補給金請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

#### (利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する利子補給金請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、すみやかに利子補給金を交付するものとする。

#### (交付の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部又は一部を交付せず、若しくはその返還を命ずることができる。

- 1 この要綱の規定に違反したとき。
- 2 融資金を目的以外の用途に使用したとき。
- 3 融資の約定返済を怠ったときまたは、返済猶予特例を受けたとき。
- 4 虚偽の申請その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

#### (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項但書きの規定の適用については、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間においては、「2年」とあるのを「5年」とする。

##### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成8年8月14日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成8年12月25日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

##### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行し、改正後の第2条第5号に規定する融資に係る利子補給制度に関する規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の泉南市中小企業経営安定資金融資利子補給要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の泉南市中小企業事業資金融資利子補給要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第1項但書きに規定する融資に係る利子補給制度に関する規定は、前項の施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第3条第2号および第3号に規定する融資に係る利子補給制度に関する規定は、令和2年2月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。